

小規模多機能型居宅介護事業所

(1) サービス基本費用

利用者の様介護度	1月あたり（30日/月） ※（注1）
要支援2	3,403円
要支援1	6,877円
要介護1	10,364円
要介護2	15,232円
要介護3	22,157円
要介護4	24,454円
要介護5	26,964円

(注1) 上記は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の暫定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）又は指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）により算定しています。これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

(2) サービス加算

加算の種類	加算の要件（概要）	利用者負担額（1月）
サービス提供加算 I	研修を実施しており、従事者総数のうち介護福祉士が50%以上占める場合	640円
看護職員配置加算	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置していること	700円
生活機能向上連携加算 (I)	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・医師（以下、「理学療法士等」という。）からの助言を受けることが出来る体制を構築している 介護支援専門員が、理学療法士等からの助言を受け、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画の作成（変更）を定期的に行うこと	該当者 100円
訪問体制強化加算	訪問サービス担当の常勤従業員が2名以上配置され、訪問回数が200回/月以上していること	1,000円
総合マネジメント体制加算	利用者の心身状況、家族を取り巻く環境変化に応じ、随時、介護支援専門員、准看護師、介護職員等関係者が介護計画の見直しを行っていること 利用者の地域での多岐な活動が確保される様に、日常的に地域住民と交流し、利用者の状況に応じて地域活動に積極的に参加していること	1,000円
処遇改善加算 I	必要条件を満たす場合	所定費用の10.2%
特定処遇改善 I	必要条件を満たす場合	所定費用の1.5%

(3) その他の費用

宿泊費	1泊1,600円
光熱費	無料
食材料費	朝食300円/食・昼食600円/食・夕食480円/食
洗濯代	1回100円
おやつ代	1日100円
暖房費	無料
おむつ代	施設からおむつの提供を受けた場合、実費
送迎費	通常事業の実施地域以外への送迎費用として、片道10Km未満250円、10Km以上500円
材料費	希望に応じてレクリエーションやクラブ活動に参加した場合、材料費等の実費
印刷費	サービス提供記録の複写が必要な場合、実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であっても、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、実費